

令和 7 年度補正 商用車等の電動化促進事業（建設機械）の補助対象
建設機械の事前登録に関する要領

1. 目的

この要領は、商用車等の電動化促進事業（建設機械）」の補助対象建設機械の事前登録に関し、申請者及び対象建設機械の要件、提出書面その他必要な事項を定めることを目的とする。

2. 申請者の要件

申請者は、建設機械の製作を業とする者、外国において本邦に輸出される建設機械を製作することを業とする者から当該の建設機械を購入する契約を締結している者であって当該建設機械を輸入することを業とする者、その他一般社団法人日本建設機械施工協会（以下、「協会」という。）が適当と認める者であって、申請日までに以下の取組について表明する者とする。

ア 以下（i）～（iii）のCO₂排出削減のための取組を実施すること。なお、GXリーグに参加する者については、これらの取組を実施するものとみなす。ただし、多排出者以外の者又は中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）に規定する中小企業に該当する者については、CO₂排出削減のためのその他の取組をもって、これらに替えることができる。

（i） 令和 8 年度及び令和 12 年度の国内における S c o p e 1（事業者自ら排出）・S c o p e 2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関するCO₂排出削減目標を設定し、公表すること。また、令和 8 年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て毎年度公表すること。

（注）第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

（ii） （i）で掲げた目標を達成できない場合には J クレジット若しくは JCMその他国内のCO₂排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する、又は未達理由を公表すること。

（iii） 環境性能の高い部素材を調達することや取引先に働きかけること等を通じてサプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進するこ

と。

イ 当該生産品に関し、自社の成長（例：コスト競争力の向上や海外市場の獲得）につながる今後の方針を策定すること。

ウ 必要な人材の確保に向けた取組（例：継続的な賃上げ）を進めること。

3. 対象建設機械の要件

事前登録の対象建設機械は、以下の条件を満たすこととする。

ア 国土交通省のGX建設機械認定制度にて登録されたGX建設機械であること

イ 申請時点において既に販売され、申請後、財産処分制限期間が終了するまでの間は継続して使用できる条件が整っているものであり、なおかつ申請年度内において製造中止が予定されていないもの。ただし、申請以降に販売が予定されている建設機械であっても、当該建設機械が申請の時点において既に販売されているGX建設機械の基本性能を有している場合は対象とする。

なお登録に際し、必要に応じて更なる要件を付すことがある。また、安全上の重大な懸念が確認されている等、本補助事業の対象とすることが適切でないと思われる建設機械は、委員会の判断により事前登録しないこととする場合がある。

4. 申請方法

申請者は、以下の宛先に対し電子メール等により申請することとする。

メールアドレス：jcma_hojyo@jcmanet.or.jp

一般社団法人日本建設機械施工協会 「商用車等の電動化促進事業（建設機械）」事務局

5. 申請期間

令和8年2月16日（月）から令和8年12月25日（金）までとする。

6. 申請に必要な書類

申請者は、事前登録しようとする建設機械については、様式第1、様式第2、様式第3、様式4並びにそれらを補足する必要な資料を提出することとする。

7. 申請に関する問い合わせ先

一般社団法人日本建設機械施工協会

「商用車等の電動化促進事業（建設機械）」事務局

メールアドレス：jcma_hojyo@jcmanet.or.jp

8. 申請にあたっての注意事項

- (1) 申請書の記載内容は、協会が認めた場合を除き変更又は取消しを行うことはできない。また、書類の返却は行わない。
- (2) 申請者の要件を満たさない者が申請した書類又は虚偽の記載をした書類は無効とする。
- (3) 申請に係る一切の費用は、申請者の負担とする。
- (4) 必要に応じて、追加資料の提出や説明を求めることがある。

9. 申請書類の審査

協会は、申請書類をもとに、審査基準に基づき審査し、委員会に諮った上で対象建設機械及び基準額の事前登録を行う。

10. 事前登録結果の公表

協会は、事前登録した対象建設機械をホームページにて公表する。なお、申請者は当該結果に対して異議を申し立てることができない。

11. 事前登録の解除

虚偽の申請、法令違反その他これに類する行為を確認した場合には、事前登録を解除することがある。

12. 要領の改訂

本要領等は必要に応じ改訂を行うことがある。